

◎児童の権利に関する条約第四十三条2の改正（千九百九十五年十二月十二日に締約国の会議において採択されたもの）

（略称）児童の権利条約改正

平成	七年十二月	十二日	ジュネーブで採択
平成	十四年十一月	十八日	効力発生
平成	十五年五月	十四日	国会承認
平成	十五年六月	十日	受諾の閣議決定
平成	十五年六月	十二日	受諾書寄託
平成	十五年六月	十二日	公布（条約第三号）
平成	十五年六月	十二日	告示（外務省告示第一八三号）
平成	十五年六月	十二日	我が国について効力発生

目次	
本文	ページ

本文

児童の権利に関する条約第四十三条2の改正（千九百九十五年十二月十二日に締約国の会議において採択されたもの）

児童の権利に関する条約の一部を次のように改正する。
第四十三条2中「十人」を「十八人」に改める。

Amendment to article 43, paragraph 2
of the Convention on the Rights of the Child
Adopted at the Conference of the States parties on 12 December 1995

Decides to adopt the amendment to article 43, paragraph 2, of the
Convention on the Rights of the Child, replacing the word "ten" by the word
"eighteen".

児童の権利条約改正

児童の権利条約改正

(参考)

この改正は、児童の権利に関する条約に基づき設置される委員会の委員の数を増加することを目的とするものである。